

温泉を利用する旅館業に係るほう素・ふっ素の 暫定排水基準見直し(案)について

1. ほう素の暫定排水基準値の見直しについて

源泉のほう素濃度が高く、排水濃度が最も高いA旅館においては、これまで排水濃度の平準化等の対応を進めてきているものの、平成28～30年度のほう素の排出実態は87～500 mg/Lとなっており、温泉排水処理技術についても、旅館に導入可能な技術の開発までには至っていない状況である。

また現在、A旅館において、地下水くみ上げによる排水の希釈も検討しているところであるが、施設の導入や予算の面から、すぐに大幅なほう素濃度の低減は困難な状況である。

これらのことから、A旅館における排出実態等を踏まえると、現行の暫定排水基準値(500 mg/L)を維持することが適切と考えられる。

2. ふっ素の暫定排水基準値の見直しについて

ふっ素についてもほう素と同様に、旅館に導入可能な温泉排水処理技術の開発までには至っていない状況である。

また、暫定排水基準50 mg/Lが適用される温泉施設のうち、高濃度でふっ素を排出する温泉は1地域であり、当該地域の温泉施設へ現地確認及びヒアリングを実施した結果、直近の排出実態は平均32 mg/L、最大38 mg/L(源泉濃度76.8 mg/L)であった。加えて、源泉のふっ素濃度については概ね50 mg/L～100 mg/Lの範囲で変動があることから、現在の暫定排水基準を維持することが適切と考えられる。

暫定排水基準30 mg/Lが適用される温泉施設については、排水中のふっ素濃度が15 mg/L～30 mg/Lの範囲で推移している温泉施設が17施設あり、直近の排出実態は平均18.4 mg/L、最大27 mg/Lであったことから、これらの旅館の排水濃度の状況を踏まえ、現在の暫定排水基準を維持することが適切と考えられる。

暫定排水基準15 mg/Lが適用される温泉施設については、排水中のふっ素濃度が8 mg/L～15 mg/Lの範囲で推移している温泉施設が22施設(平均10.9 mg/L、最大14 mg/L)、15 mg/L～30 mg/L(平均19.8 mg/L、最大27 mg/L)の範囲で推移している温泉施設も6施設あることから、これらの旅館の排水濃度の状況を踏まえ、現在の暫定排水基準を維持することが適切と考えられる。